

第54期

令和元年度第5回滋賀地方最低賃金審議会

議事録

(令和元年10月31日)

滋賀地方最低賃金審議会

第 54 期 令和元年度 第 5 回滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	令和元年 10 月 31 日（木）午前 10 時 00 分～午前 10 時 15 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	<p>公益代表委員 4 人（定数 5 人）</p> <p>労働者代表委員 5 人（定数 5 人）</p> <p>使用者代表委員 5 人（定数 5 人）</p> <p>事務局 5 人</p>
出席者	<p>公益代表委員 石井利江子 片山 聡 中 睦 平井建志</p> <p>労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 大江彰宏 中村猛利 吉田 守</p> <p>使用者代表委員 石井 太 石田秀幸 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫</p> <p>事務局 石坂労働局長、足立労働基準部長、 高津賃金室長、辰巳室長補佐、 吉川賃金指導官</p>
主要議題	・滋賀県特定（産業別）最低賃金の改正決定等について
議事録	別紙のとおり

〔開会〕

○事務局（室長）

ただ今から、第5回滋賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の委員の皆様の出席状況ですが、公益委員の佐野委員より欠席を事前に承っております。

公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、計14名のご出席でございます。したがって、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

なお、本日の審議会は公開といたしまして、10月16日から10月25日まで間、傍聴の申込みを受け付けておりましたが、傍聴の申込みはなかったことをご報告いたします。

また、本日マスコミの取材がございますので、併せてご報告させていただきます。

それでは、会長に以後の議事の進行をお願いいたします。

○会長

おはようございます。委員の皆様には、お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

まず、議題（1）「特定（産業別）最低賃金専門部会報告について」です。

本年の8月23日に滋賀労働局長から諮問がありました4業種の特定（産業別）最低賃金の改正決定につきましては、各専門部会で審議され、結論が出されたところであります。

これらの結論については、それぞれの専門部会より報告書が提出されておりますので、各部会長に代わって、事務局から各専門部会報告書の朗読をお願いします。

○事務局（室長補佐）

それでは、専門部会報告書を朗読させていただきます。お手元の資料ナンバー1が専門部会報告書になっております。

なお、朗読に際しましては、最賃の件名及び専門部会の名称につきましては略称を用いさせていただきます、専門部会委員のお名前は割愛させていただきます。また、別紙につきましては、金額及び効力発生の日のみとさせていただきます。

また、最初の窯業・土石製品製造業以外につきましては、件名、部会長名及び金額のみと

させていただきます。

令和元年 10 月 24 日

滋賀地方最低賃金審議会会長、中 睦 殿

滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会部会長 佐野 洋史

滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和元年 8 月 23 日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員の氏名は下記のとおり。

別紙

最低賃金額 1 時間 922 円

効力発生の日 法定どおり

続きまして、

一般機械器具製造業最低賃金専門部会報告書

部会長 平井 建志

最低賃金額 1 時間 930 円

精密・電気機械器具製造業最低賃金専門部会報告書

部会長 石井 利江子

最低賃金額 1 時間 914 円

自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会報告書

部会長 片山 聡

最低賃金額 1 時間 934 円

以上でございます。

○会長

ただ今、事務局から朗読がありました専門部会の報告書について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。

○各委員

ありません。

○会長

特にご意見等がないようでしたら、次の議題（２）「特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申）」に移りたいと思います。

先ほど専門部会報告がありました４業種の特定（産業別）最低賃金の改正について、滋賀では最低賃金審議会令第６条第５項により特定最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とはしていませんので、この審議会においても採決する必要があります。これから採決を行いたいと思います。

採決に当たりまして、各最低賃金の件名については略称とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、窯業・土石製品製造業最低賃金の改正について、専門部会報告のとおり 905 円を 17 円引上げ、922 円として答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いします。

[採 決]

○中会長

はい、ありがとうございます。賛成が 8 名。

次、反対の方挙手願います。

[採 決]

○会長

ありがとうございます。反対が 5 名。

賛成 8 名、反対 5 名ですので、窯業・土石製品製造業最低賃金については現行の 905 円を 17 円引上げて 922 円を本審議会の決定として、答申することといたします。

次に、一般機械器具製造業最低賃金の改正について、専門部会報告のとおり 910 円を 20 円引上げ、930 円として答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いします。

[採 決]

○会長

はい、ありがとうございます。全会一致で可決いたしました。

次に、精密・電気機械器具製造業最低賃金の改正について、専門部会報告のとおり 894 円を 20 円引上げ 914 円として答申したいと思いますが、いかがでしょうか。
賛成の方は挙手をお願いします。

[採 決]

○中会長

ありがとうございます。全会一致で可決しました。

それでは最後に、自動車・同附属品製造業最低賃金の改正について、専門部会報告のとおり 914 円を 20 円引上げ 934 円として答申したいと思いますが、いかがでしょうか。
賛成の方は挙手をお願いします。

[採 決]

○会長

ありがとうございます。全会一致で可決しました。

それでは、各特定（産業別）最低賃金について、ただ今の結果のとおり、

窯業・土石製品製造業最低賃金 922 円

一般機械器具製造業最低賃金 930 円

精密・電気機械器具製造業最低賃金 914 円

自動車・同附属品製造業最低賃金 934 円

ということで、滋賀労働局長に答申することといたします。

それでは、事務局から答申文の（案）を配布の上、朗読してください。

[答申文案の配布]

○事務局（室長補佐）

答申文（案）を朗読させていただきます。

なお、朗読に際しましては、先ほどの報告書と同じく最賃の件名につきましては略称を用い、別紙につきましては金額及び効力発生の日のみとさせていただきます。

また、最初の窯業・土石製品製造業以外につきましては、件名及び金額のみとさせていただきます。

滋賃審第 23 号

令和元年 10 月 31 日

滋賀労働局長 石坂 弘秋 殿

滋賀地方最低賃金審議会会長 中 睦

滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和元年 8 月 23 日付け滋労発基 0823 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

最低賃金額 1 時間 922 円

効力発生の日 法定どおり

一般機械器具製造業最低賃金

最低賃金額 1 時間 930 円

精密・電気機械器具製造業最低賃金

最低賃金額 1 時間 914 円

自動車・同附属品製造業最低賃金

最低賃金額 1 時間 934 円

以上でございます。

○会長

ありがとうございます。ただ今、事務局から特定（産業別）最低賃金の改正に係る答申文（案）の朗読がありましたが、これについて、何かご質問等はございますか。

○各委員

なし。

○会長

無いようでしたら、この内容で滋賀労働局長に答申いたします。

○事務局（室長）

会長から局長に答申文を手交させていただきます。

〔答申文手交〕

○会長

局長から、ご挨拶いただけるとのことなので、よろしく申し上げます。

○局長

ただ今、4業種の特定最低賃金につきまして、改正決定の答申をいただきました。

これらの特定最低賃金の改正審議に当たりまして、各部会委員の皆様には、ご多用のところ、短い期間での集中的なご審議をいただき、お陰様をもちまして、日程どおり、滞りなく、結審いただくことができました。厚く御礼を申し上げます。

労使の各委員におかれましては、合意形成に向けて、特段のご協力をいただき、公益委員の先生方には、審議の結論をとりまとめていただくため、一方ならぬご尽力をいただいたところでございます。

ご審議をいただきました委員の皆様には、改めまして、心より感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

本日いただきました答申につきましては、速やかに発効に関する所要の進め、順調にまいりますと12月29日の発効となります。

最低賃金に対する国民的関心・社会的関心は一層高まっております。先週ありました、全国労働局長会議におきましても、厚生労働本省から最低賃金の履行確保の徹底、また、生産性向上支援対策の積極的な推進について、強い指示が各労働局にあったところでございます。

委員の皆様には、引き続き賃金行政の推進に格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ましてご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○会長

最後に事務局から何かありますか。

○事務局（室長）

「異議の申出」に関しまして、本日、答申をいただきました各特定（産業別）最低賃金の改正決定の内容を本日付けで公示し、11月15日金曜日まで異議の申出を受け付けることとなります。

異議が提出された場合には、第6回審議会を11月18日月曜日 午前10時より、この会議室にて開催予定としております。

日程の確保をお願いいたします。

なお、異議の申出がなく、異議審を開催する必要がある場合には、速やかに委員の皆様にご連絡いたします。

以上です。

○会長

ありがとうございました。先の地域別最低賃金に続き、4業種の特定（産業別）最低賃金の改正審議にご協力いただき、本日、無事答申することができました。

どうもありがとうございました。

それでは、本日の審議会はこれで終了とさせていただきます。

[閉会]